

分別管理の外部監査の考え方に関するQ & A

平成20年3月31日

日本証券業協会

問1 日証協自主規制規則「会員における顧客資産の分別管理の適正な実施に関する規則」(以下「分別管理規則」という。)第2条第1項に規定する公認会計士又は監査法人の監査(以下「外部監査」という。)については、事業年度末の分別管理の状況について受けなければならないのですか。

答： 外部監査の対象となる日又は対象となる期間(以下「基準日等」という。)については、各社において設定していただくことになります。

したがって、事業年度末以外の日又は期間を基準日等とすることも可能です。

なお、分別管理規則第2条第1項においては、「毎年1回以上定期的に」外部監査を受けなければならないこととしており、この「毎年1回以上定期的に」については、基準日等を毎年1回以上定期的に設定し、当該基準日等の状況について毎年外部監査を受けることを指すものであると考えますので、各社において、一旦、基準日等を定め、当該基準日等の状況について外部監査を受けたら、次回は、当該基準日等から1年を経過した日又は期間を基準日等に設定し、外部監査を受ける必要があります(以下、3回目以降の外部監査についても同様です。)

問2 当社は、平成19年は、1月末を基準日とする外部監査を2月に受けました。しかし、平成20年は、監査法人から「日本公認会計士協会において、外部監査についての実務指針の見直し作業中であることから、契約を保留したい。」と言われ、3月末時点でまだ外部監査を受けていませんが、どうしたらよいですか。

答： 上記問1にあるとおり、分別管理規則第2条第1項においては、「毎年1回以上定期的に」外部監査を受けなければならないこととしており、この「毎年1回以上定期的に」については、基準日等を毎年1回以上定期的に設定し、当該基準日等の状況について毎年外部監査を受けることを指すものであると考えます。

しかしながら、本年に限り、従来、本協会理事会決議「会員における分別保管の適正な実施の確保のための措置について」(昨年9月に分別管理規則に改正)の下では、4月1日を期首とし翌年3月31日を期末とする事業年度を「受検年度」とし、受検年度の間に1回以上外部監査を受けることとするよう取り扱っていた趣旨を踏まえ、前回の外部監査と同じ時期を基準日等とする外部監査を受けることができない会員にあっては、平成20年3月31日ま

での間を基準日等とする外部監査を受けることで差し支えないものとします。

なお、平成 20 年 3 月 31 日までの間を基準日等とする外部監査を受けることができない場合にあっては、本協会監査 2 部へ御相談ください。

問3 当社は、平成 19 年 10 月 1 日に証券業協会の会員となり、同 10 日から金融商品取引業を開始しましたが、初回の外部監査はいつまでに受ける必要がありますか。

答： 金融商品取引業を開始した日から 1 年以内のいずれかの日又は期間を基準日等として設定し、外部監査を受けていただくことになります。

なお、次回以降の外部監査については、問 1 にあるように、初回の外部監査の基準日等を基に、基準日等を毎年 1 回以上定期的に設定し、当該基準日等の状況について毎年外部監査を受けることになります。

以 上